

事業系一般廃棄物処理手数料の納付申告をしてください

八雲地域のみ

事業系一般廃棄物の収集運搬で、八雲町のごみ収集運搬を利用して事業所については、町条例に基づいた処理手数料を毎年1回納付していただいています。

町のごみ収集運搬を利用して、納付申告されていない事業所は納付申告を行なってください。また、事業所の移転や閉鎖等があった事業所についても必ず申請してください。

【納付申告の対象事業所】
事業系一般廃棄物の収集運搬について、町のごみ収集運搬を利用している事業所。

【事業系一般廃棄物に（ごみ）】
事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

事業所から発生する事業系一般廃棄物は、各事業所で生活環境保全上支障が生じないよう自らの責任において適正に処理することになってい

● 申告・更正等必要な書類一覧 ●

対象事業所	提出に必要な書類
①町のごみ収集運搬を利用して、未申告の事業所	納付申告書と調査表
②移転などにより人員、場所等に変更がある事業所	更正申請書と調査表
③閉鎖等で手数料を支払う必要がなくなった事業所	消滅申請書

【問い合わせ先】
環境水道課環境衛生係

ますが、八雲町では家庭ごみの収集・処理に支障にならない範囲で事業系一般廃棄物の収集・処理も行っています。（町条例第8条1項、2項の規定による）

※必要書類については申告窓口にて備え付けています。

2月の「生ごみ」収集量は 15.90 トン でした

1月の収集量より、2,380kg 減少しました

八雲地域
市街地
限定

	10月	11月	12月	1月	2月
一月当たり収集量	18.49ト	18.99ト	18.41ト	18.28ト	15.90ト
一日当たり収集量	711kg	825kg	736kg	795kg	691kg



一月当たり・一日当たりの収集量ともに減少傾向にあります。

生ごみの分別収集にあたり、対象地区の皆様には、大変な手間と労力をお掛けしていますが、ごみの資源化・減量化のため、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。まだ、生ごみの分別に取り組んでいない方は、できることから徐々に取り組んでいただき、少しでも「生ごみ分別収集」にご協力いただきますようお願いいたします。

町では、『生ごみ分別』の出前説明会として、希望される町内会、団体、グループへ担当者が向向き、生ごみの分別のしかたや出し方について詳しく説明させていただきますので、お気軽にお申し込みください（小人数でもかまいません）。

生ごみに関するお問い合わせは、環境水道課環境衛生係へ

100セット
以上展示中

五月人形・こいのぼり

久月 吉徳 全国送料無料

カタログ希望の方無料郵送致します 0120-444-753

5月5日まで無休

営業時間/AM9:30~PM7:00

社 日本人形協会会員

人形の京菊

人形の京菊

検索

函館市桔梗2丁目19-6(国道5号線沿い)

WWW.kyougiku.com

広告募集中

- 【サイズ】
- ①たて 10.0cm×よこ 17.0cm…月額 20,000円
 - ②たて 5.0cm×よこ 17.0cm…月額 10,000円
 - ③たて 5.0cm×よこ 8.5cm…月額 5,000円
 - ④たて 5.0cm×よこ 2.0cm…月額 1,500円
- 詳しくは、企画振興課まで

ホームページ
天地60ピクセル×左右160ピクセル…月額5,000円
詳しくは、情報政策室まで